

報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月26日提出

かすみがうら市長 坪井 透



に市が発行する納入通知書により納入する。

- (3) 市は、相手方が補助金交付に係る諸経費 6, 642 円を相手方からの請求に基づき速やかに支払う。
- (4) 双方互いに本合意を遵守し、本件に関し、本書条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。